

札幌市公共交通確保緊急支援金交付要綱

札幌市公共交通確保緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により利用者の減少などの影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者（以下「交通事業者」という。）に対して、支援金を交付することにより、安定的な事業運営の継続及び感染症拡大防止の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を行う者をいう。

（支援対象者）

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する乗合バス事業者又はタクシー事業者であり、令和2年6月30日現在において現に事業を営んでおり、支援金申請の日以降も引き続き事業を継続する意思がある者とする。

- (1) 法第4条の許可を受け、次に掲げるいずれかの事業を営む者
 - ア 札幌市内に法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く乗合バス事業者
 - イ 札幌市内に営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者
- (2) 支援対象者又はその代表者（個人事業者においては個人事業者本人）若しくは役員等に、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する者がいない者
- (3) 感染症拡大防止に資する取り組みを実施している者

（支援金の額等）

第4条 支援対象者に対する支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 乗合バス事業者

令和2年6月30日現在において、支援対象者が市内の営業所に配置する事業用自動車（起点及び終点がいずれも札幌市域内にあり、通年運行している系統に用いるものに限る。）の数に10万円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者

令和2年6月30日現在において、支援対象者が市内の営業所に配置する事業用自動車数に1万円を乗じて得た額

- 2 支援金は、その目的の達成のため、感染症拡大防止に資する消毒剤及び除菌剤などの物品購入の費用等に充てるものとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、札幌市公共交通確保緊急支援金交付申請書（様式1）その他市長が必要と認める書類を、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、令和2年9月14日までに市長に提出しなければならない。

- 2 支援金の交付申請は、同一の交通事業者について1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、第5条の規定により提出された申請書及び関係書類を受理したときは、その内容その他必要な事項を審査し、速やかに支援金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに札幌市公共交通確保緊急支援金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定により支援金の交付をしないことを決定したときは、速やかに札幌市公共交通確保緊急支援金不交付決定通知書（様式3）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

(申請の不備等の取扱い)

第9条 市長は、申請者が第5条第1項の規定による申請に不備があり、又は必要な書類が提出されなかった場合で、申請者に対し補正を求めたにもかかわらず、令和2年9月30日までに当該補正が行われなかった場合は、支援金の交付を辞退したものとみなす。

- 2 市長は、第6条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による振込不能等があり、交付決定者に対する確認又は連絡に努めたにもかかわらず、令和2年11月30日までに申請の補正が行われない場合その他交付決定者の責に帰すべき事由により支援金の交付ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、第7条第1項の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消しが必要と認めたとき
- 2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。